

# 北海道芦別高等学校「いじめ防止に関する基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、北海道芦別高等学校の全ての生徒が「いじめ」のない充実した学校生活を送ることができるようにするための基本方針である。

## 1 いじめ防止に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策基本法」より抜粋）

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。』

○具体的な態様は、以下のようなものがある

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・暴力行為をされる
- ・金品をたかられる、強要される
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめは決して許される事ではない。いじめの兆候や発生を見逃さず学校が組織的にかつ迅速に対応するため、「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的ではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものであり又、「いじめ」はどの学校でも起こりうるものであり、全ての教職員や生徒が関係する問題であると認識する。

(3) いじめに関する事象が発覚した場合、すみやかに管理職に報告し、いじめを受けた生徒の生命や心身を保護する事が特に重要であり、学校が中心に組織的に行動し、保護者・警察・カウンセラー等の関係機関と連携し、いじめ問題を克服することを目指す。

## 2 いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組

○いじめに関する年間計画（別紙1）をもとに、未然防止・早期発見・早期解決に向けて学校全体でいじめの根絶に取り組む。

### (1) いじめの未然防止

#### ① H R 指導の充実

- ・学級担任より L H R 等の時間を利用し、いじめの概要や人権に関わること、相手の気持ちを考える事、いじめの対応についての指導を行う。
- ・いじめアンケートや個別面談を通して、学級での人間関係の把握や生徒の変化に気づく。
- ・チェックリスト（別紙2）を活用し、小さなサインも見逃さないようにする。

#### ② 啓発活動の充実

- ・生徒指導部通信、学級通信、保護者宛文書などにいじめの具体的な取組について発信する。生徒へ「いじめは絶対に許されない行為」だという認識を持たせるため、計画的にかつ継続的に発信する。
- ・生徒会執行部が主体となり、全校生徒へ向けての意識啓発活動を充実させる。生徒会行事を中心に「いじめ根絶」に向けての行事を検討したり、生徒会便り等を配布し啓発活動を実施する。

#### ③ 教育活動全体を通して

- ・授業、部活動、特別活動、学校行事、講演など学校の様々な活動を通して生徒の豊かな心の醸成につなげていく。

#### ④情報モラル教育の充実

- ・ケータイ安全教室やLHR等でインターネットやケータイ、アプリの使い方を指導し、インターネット上のトラブルや仲間はずれ、誹謗中傷の書き込みなどいじめに繋がる要因の指導を充実させる。

### (2) いじめの早期発見

#### ①教職員の意識や知識の向上や情報の共有を徹底

- ・校内研修や外部講習などで教職員の意識や知識を向上を図り、生徒の変化に気づくことができるようとする。
- ・5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を徹底し、得た情報を定期的に交流することによって、生徒の細かな変化に気づき、いじめの発生を早期に見つけるようとする。

#### ②いじめアンケートの実施

- ・年に2回いじめアンケートの実施。無記名の方法にしたり記入しやすいように、いじめを受けている、見たことがあるなど少しの変化も見逃さない内容に工夫する。
- ・年に数回、各学年によりいじめ調査や生活調査を実施する。

#### ③教育相談の充実

- ・前期、後期に1回ずつ全校一斉の個別面談週間を設定する。教員と生徒が個別面談を実施し、生徒同士の人間関係、悩み、不安、考え、周囲の状況などを聞くことによりいじめの早期発見や人間関係の把握につなげる。

#### ④相談しやすい環境作り

- ・いじめや悩み、不安などがあった場合、教職員と生徒、生徒同士、生徒と保護者、外部のいじめ相談窓口など関係する全ての人に相談できる環境を整える。また、教育相談室の活用や保健室の在り方など生徒がすぐに行動しやすい学校にする。

#### ⑤関係機関との連携

- ・事前にいじめ相談窓口、警察など相談できる機関を生徒や保護者へ伝えるとともに、その機関に連絡や相談があった場合、すぐに連携や対応がとれる体制を作つておく。

### (3) 早期解決

#### ①組織的に、迅速に行動する

- ・いじめが発覚した場合、すみやかに管理職に報告し、直ちにいじめ対策委員会を開き、情報収集、家庭との連携など適切な対処方法を検討する。
- ・教職員よりいじめられている生徒、いじめている生徒、関係する生徒、保護者から情報収集を的確に集約し、全教職員で情報を周知する。
- ・学校、家庭や関係機関が協力できる体制を構築し、学校の指導方針や解決策について共通認識を持って適切な対応をする。

#### ②関係する生徒への対応

##### 《いじめられた生徒への対応》

- ・「絶対に守る」という学校の意志を本人に伝え、学校生活全般での安全確保に努めることを最優先とする。
- ・心のケアに努め、スクールカウンセラーなどを活用する。
- ・保護者との連携を図り、対応策や学校の指導方針を十分に説明し、保護者と本人の了承を得て進める。
- ・生徒の変化に気をつけながら定期的に面談等、関わる時間を設定する。

##### 《いじめている生徒への対応》

- ・個別指導でいじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させていく。
- ・いじめの背景にあるいじめる側の不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの心理も読み取りながら指導にあたる。
- ・場合によっては警察や行政機関等に相談し、協力を求める等の対応をする。

##### 《全体指導》

- ・被害者本人と保護者への了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学校指導を行う。

- ・いじめを受けている生徒への支援やいじめを黙認する意識について見つめ直す指導を行う。
- ③当該生徒の保護者との連携
- ・いじめられた生徒と保護者、いじめている生徒と保護者の双方に対し、学校としての指導方針や指導方法を明確に伝えたうえで指導や支援を実行する。
- ④関係機関との連携
- ア) 北海道道立教育研究所等、いじめに関する窓口
- ・いじめられている生徒が学校や家庭以外に話せない場合、いじめ相談窓口など様々な機関に悩みや相談ができるように学校から生徒や保護者へ情報の提供をする。
- イ) 札幌方面芦別警察署（生活安全課）
- ・いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合、財産に重大な被害がある場合、犯罪等の違法行為がある場合は、直ちに警察と連携し対処する。
- ウ) 空知教育局高等学校教育指導班
- ・関係生徒への支援や指導、保護者への対処方法。
  - ・関係機関への連絡や調整について。
- エ) 芦別市役所、児童相談所
- ・家庭での養育に関する指導や助言。
  - ・家庭生活の状況把握や改善について。
- オ) 医療機関、カウンセリング
- ・精神保健に関する相談や助言、治療に関わる事。
  - ・スクールカウンセラーにカウンセリングの依頼を行う。

#### (4) いじめ発見から解決まで（別紙3）

### 3 ネット上のいじめへの対応

#### (1) 情報収集、証拠の保存、ケア

- ・ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷し保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議する。
- ・関係生徒から聞き取り等の調査や被害生徒のケアなど必要な措置を講ずる。

#### (2) 対応

- ・書き込みへの対応は、被害にあった生徒や保護者の意向を尊重するとともに、被害生徒と保護者へ十分説明し、精神的なケアに努める。
- ・書き込みの削除や書き込んだ者への対応は必要に応じて、教育委員会や警察等、外部機関と連携して対応する。

### 4 いじめ防止等に対する組織

#### (1) 校内いじめ対策委員会

委員長：教頭

委 員：教務部長、生徒指導部長、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、該当担任  
＊その他、部局顧問や教科担任など状況に応じて編成する。

#### (2) 関係機関

教育委員会、警察、児童相談所、市役所、医療機関、カウンセラー等

- ・事前にいつでも対応できるように連絡を取り合い、定期的に情報の交流を図る。

#### (3) 該当生徒の保護者との連携

- ・担任を中心とした学年団で被害生徒及び保護者と連携し、当該生徒の状況確認や学校の支援方針を伝え、今後の対応について確認する。
- ・担任を中心とした学年団で加害生徒及び保護者と連携し、当該生徒の状況確認や学校の指導方針を伝え、今後の生活について確認する。

※状況に応じて、生徒指導部や管理職も協力して対応にあたる。

## チェックリスト

### (1) 学級経営等を見直すチェックリスト

#### 1 教師の言動について

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかけている場合、毅然とした態度で対応している。
- 生徒に対して差別せず、平等に接している。
- 生徒に対して傷つける言動をしていない。
- 常に生徒の変化にアンテナを立てている。

#### 2 授業時間 H.R.活動

- 授業規律を徹底し、けじめのある授業を行っている。
- わかりやすい授業や充実感が持てる活動に心がけている。
- 本音を出して考え合う雰囲気がある。
- 生徒一人一人が積極的に参加できる授業が行われている。
- 教室に笑い声があり、明るい雰囲気がある。
- 清掃や係活動が公平に行われている。

#### 3 教員同士の連携、保護者との連携

- 生徒の情報交換が出来る場が確保されている。
- 職場に生徒や学級の様子が気楽に話題に出来る雰囲気がある。
- 学年だよりなど、学校や学級の様子を保護者へ連絡している。
- 保護者との連携が確立されている。

※生徒達は、学校のすべての場で学んでいることを自覚し、学校全体の基本方針のもと、情報交換を密にし、学級経営や授業を円滑に行い、今後を見通して行動する。

### (2) いじめられている生徒のチェックリスト

#### 1 登校時 朝のS.H.R.

- 遅刻や欠席が多くなり、理由が明確でない。
- 教員と目線を合わせず、うつむいている。
- 周りに人がいなく、一人でいることが多い。
- 担任が教室に入った後、遅れて入ってくる。

#### 2 授業中

- 保健室やトイレに行くことが多い。
- 教科書、ノート、筆記用具など忘れ物が目立つ。
- 指定の座席でないところに座っている。
- 嫌な事を押しつけられる。

#### 3 休み時間等

- 鞄や弁当等の私物にいたずらされている
- 用もない場所にいることが多い。
- 制服が汚れている
- 憂てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。

※いじめをうけている生徒は自分から言い出せないことが多く、教職員がそのサインを見逃さないことが大切である。

### (3) いじめている生徒のチェックリスト

- 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- 教員が近づくと、話をやめ、分散する。
- 自己中心的な行動があり、周囲の中心になっている。

※いじめる側の背景には不安や葛藤、劣等感、欲求不満、家庭問題などの心理が働く場合があるので、生徒の人間性を理解することが重要である。

## 別紙1

## いじめ防止に向けた年間計画

○本基本方針に沿って、以下のように実施する。

		いじめ対策委員会の取組	学校全体の取組
前 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題の取組内容の検討</li> <li>・教育相談の企画と情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ基本方針の周知徹底</li> <li>・いじめ基本方針をHPに掲載</li> <li>・学校いじめ等問題行動に対する方針を生徒、保護者へ説明する</li> <li>・全校一斉教育相談の実施</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等問題行動に対する方針や学校での取組を検討する</li> <li>・いじめアンケート調査より情報の分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査</li> <li>・ケータイ安全教室の実施</li> </ul>
	6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生保健講話（コミュニケーション能力について）</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みに向けての事前指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校祭を通じて協働感や責任感を身につける</li> </ul>
	8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み中の生徒の様子について確認</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期の取組と後期へ向けての検討</li> </ul>	
後 期	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の取組方法の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校一斉教育相談の実施</li> <li>・教育相談後の情報交換</li> <li>・球技大会を通して役割や責任感を身につける</li> <li>・生徒総会でいじめ根絶の取組</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査より情報の分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査</li> <li>・赤い羽根募金等、ボランティア活動</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季休業前の反省と休業後の取組について確認</li> </ul>	
	1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み中の生徒の様子について確認</li> </ul>
その 他 の 取 組	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期の取組の反省と次年度の取組について</li> </ul>	
	3月		

## 発見から解決までの組織的な対応

